

環 保 第 254 号

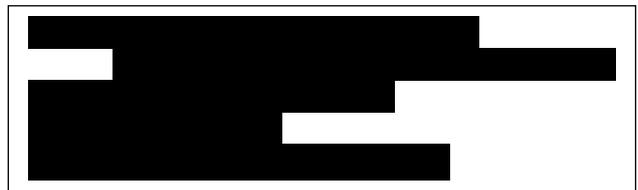
平成 28 年 8 月 4 日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

岩手県知事 達増 拓也

「安比地熱発電所（仮称）設置計画」環境影響評価方法書に対する意見について

平成 28 年 3 月 30 日付けで事業者から提出がありました標記方法書について、電気事業法第 46 条の 7 第 1 項及び環境影響評価法第 10 条第 1 項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を別添のとおり提出します。



「安比地熱発電所（仮称）設置計画」環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域には、岩手県環境保全指針による保全区分がAランクに位置付けられる地区が含まれ、また、周辺には「奥羽山脈緑の回廊」や鳥獣保護区が存在する等、事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、専門家の意見を聴きながら、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
- (3) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、発電設備の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。
- (4) 工事については、工事車両等の通行のための橋梁補強工事等の関連工事の概要についても準備書に示すとともに、実施にあたっては、改変を最小限とするなど、環境への影響を極力回避又は低減すること。

2 個別的事項

- (1) 大気環境及び水環境
 - ① 大気環境及び水環境については、専門家の意見を聴きながら十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。
 - ② 当該事業の実施に伴う水道水源への影響について、当該地域の水道事業者と十分に協議すること。
- (2) 動物及び植物
 - ① 希少な哺乳類については、現地調査の結果を踏まえ、専門家の意見を聴きながら、繁殖時期を考慮した工事時期の設定、巣となる樹木の伐採量の最小化、取水設備への侵入防止柵の設置等の適切な環境保全措置を検討すること。
 - ② 取水する沢に生息する水生生物への影響について、具体的な取水量を示すとともに、十分な調査を実施したうえで予測及び評価を実施すること。
 - ③ 哺乳類等の地上移動性動物については、落下した場合に這い出しが可能な構造の側溝を設置する等、適切な環境保全措置を検討すること。

④ 冬季間における施設の稼働に伴い放出される蒸気による周辺の植物への影響について、調査、予測及び評価を実施すること。

⑤ 希少な植物類については、現地調査の結果を踏まえ、専門家の意見を聴きながら適切な環境保全措置を検討すること。なお、希少種のうち、代償措置（移植）が困難と考えられる種については、原則、影響を回避すること。

（3）景観

施設の稼働に伴い放出される蒸気による景観への影響について、調査、予測及び評価を実施すること。

（4）廃棄物等

産業廃棄物については、工事及び事業の実施に伴い発生する具体的な産業廃棄物の種類とその処理方法を準備書に示すとともに、産業廃棄物の発生により生じる環境影響について、予測及び評価を実施すること。